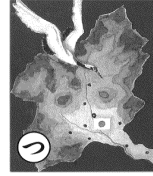




県紋章

群馬県報



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

平成30年1月30日(火) 第9570号

目次

	ページ
規 則	
○群馬県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則(住宅政策課)	2
告 示	
○指定保安林(森林保全課)	3
公 告	
○土地改良区役員の退任の届出(農村整備課)	3
○土地改良事業の換地処分の届出(同)	3
入 札 公 告	
○一般競争入札の実施(下水道総合事務所)	4

■ 規 則

群馬県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成三十年一月三十日

群馬県知事 大澤 正明

群馬県規則第一号

群馬県宅地建物取引業法施行細則の一部を改正する規則

群馬県宅地建物取引業法施行細則(平成二十一年群馬県規則第二十五号)の一部を次のように改正する。

第十四条第一項中「第八条第三項」を「第七条第三項」に改め、同条第二項中「第九条第一項」を「第八条第一項」に改め、同条第三項中「第九条第二項」を「第八条第二項」に改める。

第十七条第一項第七号中「第八条第三項」を「第七条第三項」に改め、同項第八号中「第九条」を「第八条」に改める。

第十八条第一号中「及び第五号から第八号まで」を「、第五号及び第六号」に改める。

別記様式第三号中「第8条第1項」を「第7条第1項」に、「第8条第2項」を「第7条第2項」に改める。

別記様式第四号中「第8条第1項第3号」を「第7条第1項第3号」に、「第8条第2項第3号」を「第7条第2項第3号」に改める。

別記様式第五号中「第9条第2項」を「第8条第2項」に改める。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際現に改正前の群馬県宅地建物取引業法施行細則の規定により提出されている書類は、改正後の同規則の規定により提出されたものとみなす。

■ 告 示

◎群馬県告示第24号

森林法(昭和26年法律第249号)第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林に指定する。

平成30年1月30日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 保安林の所在場所 利根郡川場村大字中野字大平912、大字萩室字北ノ入1309、1310
 - 2 指定の目的 干害の防備
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を群馬県環境森林部森林保全課及び川場村役場に備え置いて縦覧に供する。

■ 公 告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により次のとおり土地改良区役員の退任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成30年1月30日

群馬県知事 大澤 正 明

土地改良区名	理事 監事 の別	区 分	役 員 氏 名	住 所
群馬用水	理 事	退 任	小林清六	前橋市小坂子町1901番地10
	同	同	阿久津貞司	渋川市北牧103番地

土地改良法(昭和24年法律第195号)第96条の4第1項において準用する同法第54条第3項の規定により次のとおり換地処分を行った旨の届出があったので、同法第96条の4第1項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

平成30年1月30日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 処分者の名称 みなかみ町

- 2 土地改良事業の名称 みなかみ町当前山土地改良事業 前山地区
 3 処分年月日 平成30年1月16日

■ 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

平成30年1月30日

群馬県下水道総合事務所長 大内章義

1 調達内容

(1) 購入物品、予定数量及び納入場所

番号	購入物品	購入予定数量	納入場所
①	県央水質浄化センターで使用する投入型消臭剤（その1）	190 t	県央水質浄化センター 重力濃縮棟 群馬県佐波郡玉村町大字上之手地内
②	県央水質浄化センターで使用する投入型消臭剤（その2）	90 t	県央水質浄化センター 汚泥処理棟 群馬県佐波郡玉村町大字上之手地内
③	県央水質浄化センターで使用する散布型消臭剤	100 t	県央水質浄化センター 汚泥処理棟 群馬県佐波郡玉村町大字上之手地内

(2) 購入物品の特質等 詳細は、各仕様書による。

(3) 契約方法 単価契約

(4) 納入期間 平成30年4月1日（日）から平成31年3月31日（日）まで

(5) 納入方法 詳細は、各仕様書による。

(6) 入札方法 上記(1)①から③までの物品をそれぞれ入札に付する。入札書には、1kg当たりの単価を記載すること。

なお、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された平成28・29年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

なお、本件入札公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、平成30年2月9日（金）までに群馬県会計局会計課に競争入札参加資格審査申請を行い、同月27日（火）午後4時までに資格者名簿の登載を確認し、群馬県下水道総合事務所総務係へその旨連絡すること。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。

- (4) 本件入札公告の日から開札までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 本件入札公告の日から開札までの間において、物品の購入等に係る有資格業者指名停止等措置要領に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (6) 日本国内において、県が行う立会検査に応じられる者であること。
- (7) 当該調達物品若しくはこれと同等品について、平成24年度以降、官公庁（国、地方公共団体、公社又は公団に限る。）に納入した実績を有する者又は年間を通じて安定供給が行える体制を確保できる者であること。ただし、いずれの場合にも、同等品の場合は、仕様書の品質・規格等を満たし、下水汚泥への消臭剤として良好に使用された実績を有する製品であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒370-1127 群馬県佐波郡玉村町大字上之手1846番地1 群馬県下水道総合事務所総務係（担当 山口） 電話0270-65-7557

- (2) 入札説明書の交付方法 原則として、ぐんま電子入札共同システム (<https://portal.g-cals.e-gunma.lg.jp/portal/>)による。

なお、ぐんま電子入札共同システムによる取得が困難な場合等にあつては、事前連絡の上、上記(1)の場所で交付を受けること。

- (3) 入札説明書の交付期間 平成30年1月30日（火）から同年2月27日（火）までの毎日。ただし、上記(1)の場所で交付を受ける場合は、群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。）第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までの間とする。

- (4) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した申請書（以下「申請書等」という。）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された申請書等について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。また、入札参加資格確認結果は、平成30年3月6日（火）までに通知する。

ア 申請書等の提出期限 平成30年2月27日（火）午後4時（受付日及び時間は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで）

イ 申請書等の提出方法 郵送又は持参（郵送による場合は、書留郵便とし、上記アの提出期限までに上記(1)の場所に必着のこと。また、封筒に「県央水質浄化センターで使用する消臭剤購入（単価契約）入札参加資格確認申請書在中」と朱書きすること。）

ウ 提出部数 1部

- (5) 入札及び開札の日時

番号	購入物品	日時
①	県央水質浄化センターで使用する投入型消臭剤（その1）	平成30年3月14日午後1時30分
②	県央水質浄化センターで使用する投入型消臭剤（その2）	平成30年3月14日午後2時00分
③	県央水質浄化センターで使用する散布型消臭剤	平成30年3月14日午後2時30分

- (6) 入札及び開札の場所 群馬県下水道総合事務所3階視聴覚室（郵送による場合は、書留郵便とし、平成30

年3月13日(火)午後4時までに上記(1)の場所に群馬県下水道総合事務所長宛て親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「県央水質浄化センターで使用する消臭剤 入札書在中」と朱書きすること。))

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金 免除
- (3) 契約保証金 落札価格(1kg当たり単価)に納入予定数量を乗じた金額の100分の10以上を、契約締結時に納付すること。ただし、平成30・31年度物件等購入契約資格者名簿に平成30年4月1日時点で登録予定の者は、免除する。

なお、契約保証金は、本案件の契約に定める義務を履行した後に還付する。

- (4) 入札者に要求される事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を平成30年2月27日(火)までに上記3(1)の場所に提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関して説明を求められた場合は、これに応じなければならない。
- (5) 入札の無効 本件入札公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。
- (6) 契約書作成の要否 要
- (7) 落札者の決定方法 規則第169条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とし、落札者の決定は、各物品ごとに行う。
なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。
- (8) 契約の確定 本件入札公告に係る契約は、平成30年度歳入歳出予算が平成30年3月31日までに群馬県議会で可決された場合において、同年4月1日に確定させるものであり、可決されなかった場合その他県の都合により、本件調達手続の変更、停止等の措置を行うことがある。
- (9) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: Akiyoshi Ouchi, Office Director, Sewerage Management General Office, Gunma Prefectural Government
- (2) Bidding details are as follows:

	Products to be purchased	Quantity	Date & time of bidding
①	Deodorizing chemical (Charging type No.1)	190t/year	1:30 p.m. March 14, 2018
②	Deodorizing chemical (Charging type No.2)	90t/year	2:00 p.m. March 14, 2018
③	Deodorizing chemical (Diffusing type)	100t/year	2:30 p.m. March 14, 2018

- (3) Term of Contract: From April 1, 2018 to March 31, 2019
- (4) Delivery place: Kenou Water Purification Center
- (5) Submission deadline for application forms and attached documents regarding bidding qualifications: February 27, 2018 at 4:00 p.m.

(6) For further details, please contact: General Affairs Section, Sewerage Management General Office, Gunma Prefectural Government, 1846-1 Kaminote, Tamamura-machi, Sawa-gun, Gunma-ken, 370-1127, Japan, TEL 0270-65-7557 (Japanese language only)

毎週火、金曜日発行

発行 群馬県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
